

第1回 活用動物に関する知識

1) 動物の飼養管理

動物管理の原則

動物管理にはさまざまな規制（法律、政令、省令、細則など）が加えられている。しかし、規制は現状を改善するための後付であり、時代によって変化する。したがって、動物管理の内容を充実させるのは、あくまで、飼養者・管理者の知識や技術である。動物管理の原則は、①人の安全、②公共の安全、③動物の安全である。

1) 家畜化された動物を飼うこと

家畜化された動物は、人の環境下で選抜育種された動物なので人に馴れやすく、扱い方や医療面・衛生面に関する情報が豊富である。動物を健康に飼養することは防疫や衛生の面からも人の安全につながるの、ワクチンや医薬品、さらには治療技術などの医療環境が用意されている動物種を選択すべきである。ペットショップに売られている動物は「家畜」とは限らないので、注意してほしい。

2) 動物の馴致

飼養する動物は必ず、さまざまな環境に馴らしておくこと。人とのかわり活動に活用しない一般的な飼養であっても、動物病院に行つて見知らぬ医療関係者から触られる治療に耐えうる個体であつてほしい。動物には、飼養者以外の人に触られることを拒絶したり、飼養環境以外の場所で驚いて発作を起こしたりしないことなどが求められる。

また、災害等の非常時に飼養者との同行避難を可能にするために、常日頃から公衆に配慮した飼養管理を行なうことが大切である。人や環境に馴致するだけでなく、飼養マナーも必要である。たとえば、イヌの散歩は自宅で排泄を済ませてから行なうことが望ましい。ペットは個人の持ち物であるが、人社会の生活圏で飼養していることを自覚し、飼養していない人々の理解が得られるような姿勢が必要であらう。

3) 動物の特性を知る

家畜化されていても動物は人とは異なり、動物としての特徴を保持している。たとえば、捕食動物であるイヌは吠える、咬む、追いかける、そして好奇心旺盛であり、ネコは引掻く、高所を好むものであり、また被捕食動物のウサギは逃げる、蹴る、場合によっては咬む等の、逃避行動をとるのが一般的である。また、被毛のある動物は換毛する、爪は伸びる（爪を切る必要あり）、ウサギや齧歯類では歯も一生伸び続ける



（歯を磨耗させるための餌やかじり木などが必要）、動物種によっては必要な栄養素が異なる（専用のフードでないと栄養不足に陥る可能性あり）、雌の発情様式が動物種によって異なる（雌雄を同居させておくと、鼠算式に殖えてしまう種がある）など、さまざまな動物の生理を知っておかなければならない。これらの生理や習性上の特徴を理解した上で動物を飼養することが、人にとっても動物にとっても安全で安心できる環境を作ることにつながり、人と動物の信頼関係を構築する。

4) 所有の明示と逸走を防ぐこと

家庭で飼養するペットは自然界にとっては外来の生物であり、自然環境を脅威にさらす存在になりうることを、飼養者は自覚しておくこと。逸走を防ぐことは飼養者として当然であるが、逸走した場合に捕獲後飼養者に返還されるように対策しておくこと。また、逸走した場合に繁殖しないように、避妊去勢を施しておくことも必要。現在イヌやネコはマイクロチップの利用が勧められているが、齧歯類やウサギなどはチップの接種による負担が大きく、簡単ではない。また、マイクロチップは登録番号が記されているだけなので、動物の譲渡の際には登録番号の引継ぎが必要。

飼養管理の実際

飼養者は単調な飼養作業を日々繰り返すことで動物の体調を熟知するようになる。動物の行動を毎日目にするので健康状態や心理状態を察し、その上で動物と飼養者との信頼関係は構築される。

1) 日常管理

①個人飼養と団体飼養：個人が動物を飼養する場合は比較的管理が容易であるが、複数の人が飼養に関与する場合、飼養条件（給餌量、運動量など）を一定にすることや、動物の健康状態を把握するのが容易でない。そのため、作業日誌を作成して、記録すること。そして、責任者を決めて、情報の一元化を図る。

②給餌給水：餌や水の給餌量を一定にすること。餌の摂取量は大切な健康のバロメーターである。また排泄量の目安にもなる。給餌量を計量して、摂取量がわかるようにしておく。

③健康チェック：定期的に体重を測定すること。ブラッシングのときは被毛の状態、愛撫する時には触ら

れるのを嫌う箇所がないかなど、気をつけておく。動物病院での定期健診も動物種によっては必要。

④排泄について：掃除のときに排泄物の質・量を覚えておくこと。また排泄のための姿勢もチェックしておく。

2) 衛生管理

①動物にふれる前後のうがいと手洗い：外出先で、自宅で飼養している動物と同じ動物種に触れるときは特に要注意。病原体を「持ち込まない」「持ち出さない」が大原則。

②餌の管理：日本は温暖湿潤なので、餌の劣化には気をつける。冷蔵保存は劣化を遅らすことができるだけで、劣化しないのではない。少ない頭数に大袋の餌を購入すると、使い切る前に劣化するおそれがある。小袋の使いきりの餌が市販され、輸送機関も発達した昨今なので、カビを目にすることが少なくなっているが、餌の保管には注意が必要。

③毎日の掃除と定期的な消毒：飼養環境を毎日掃除して、換気を行い、湿気がたまらないようにすること。定期的に日光消毒や消毒薬による消毒を実施する。ただし、消毒薬の多くは餌や排泄物などの有機物があると消毒効果が低下するので、消毒すべきものをあらかじめ水洗しておき、必ず用量と用法を守って使用すること。

④衛生管理：基本的に動物が健康で給餌や掃除等の管理が適切に行なわれていれば、感染症に対して神経質になる必要は無い。知っておくべきことは、感染症の感染経路が直接的な接触だけではなく、空気、飛沫、接触（動物同士、身の回りのモノ、人が媒介）、胎盤、母乳など、多様であること。したがって、新個体導入に際しては数日間別の部屋で飼養して様子を見る。また複数個体を飼養している場合、調子の悪い個体はしばらく別の部屋で様子を見る。これらの場合、当然給餌や掃除の順番、食器や洗濯物を分けるなど、衛生を考えた管理体制にしなければならない。小学校で飼養されていることが多いウサギやニワトリは、家畜伝染病予防法で指定された疾病に罹患した場合特別な処置を必要とする。したがって、これら動物が不審な死に方をした場合、獣医師による検案が必要である。非常時の対処のためにも、常日頃からかかりつけ獣医師を持つこと。

3) 飼養環境管理

①動物の飼養環境を整える：人の飼養環境では飼養動物には充分すぎる時間的余裕があるので、動物が退屈しないように環境を考えなければならない。たとえば、イヌやネコならおもちゃをもたせる、嚙歯目なら床材として自分で噛み千切らないといけないものを与える、など工夫する。

②動物の生育環境を整える：親に養育される哺乳類で

は、母親の養育期間には意味がある、との認識が必要。特に、群れで社会を形成して暮らす動物種では、親やその兄弟と暮らすことは、長じたときの社会性を育むための環境である。単なる「死なない飼養」ではなく、「種の習性に配慮した飼養」を目指し、種の社会化を阻害してはならない。それが飼養動物にとっても健康を維持する条件となる。

③人への馴致環境を整える：動物の種としての社会化を進めながら、人とかかわることへの馴致を進める。動物管理の原則でも述べたが、日々の体の手入れや、動物病院での治療等を想定して、人に触れられても驚かないようにしておく。

④人の生活圏への馴致を進める：離乳し同種と人への社会化を進めながら、環境への馴致に配慮する。特に、飼養動物を活用するのであれば、外部環境（飼養者家族以外の人、周辺環境、車、自転車など）に慣らすことは必要条件である。

⑤死亡時の対処：生きものはすべて死を迎える。寿命や病気の場合飼養者は心や体制の準備ができようが、事故は想定外であわててしまう。動物を飼養し始めた瞬間から飼養者はこのことを想定内におくべきである。特に、小学校での動物飼養では緊急時の対策に加えて、死亡時の対策も立てておく必要がある。

4) 緊急対応

非常時持ち出し用のグッズを整えておく。イヌであればリードやペットシート、健康手帳、フード、水、飼養者に関する情報などを内容とする。

動物の飼養にかかわる主な法律

動物飼養にかかわる法律は多く、その特徴として管轄官庁も幅広い。それは、動物飼養が動物愛護や個人的な問題だけではなく、公衆の問題であり、また環境問題にもつながることを示している。いずれの法律も、その目的は人の生命と生活を守ることにある。

以下に家庭飼養動物にかかわる主要な法律とその管轄する官庁を挙げておく。インターネットの法令データ提供システム (<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>) により法令を検索できる。

- ・動物の愛護及び管理に関する法律：環境省
- ・狂犬病予防法：厚生労働省
- ・家畜伝染病予防法：農林水産省
- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律：環境省
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律：環境省
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律：厚生労働省

土田あさみ（東京農業大学）